

長瀬町が「埼玉県内市町村職員採用合同説明会」に参加します！

1 概要

彩の国さいたま人づくり広域連合主催の「埼玉県内市町村職員採用合同説明会」に、長瀬町として参加を予定しています。説明会では、町の特色や仕事の内容、職員の募集状況などを、町が設置するブースで、採用担当者等から直接聞くことができます。

2 日時

6月30日(火)・7月1日(水) 午後1時30分から5時30分まで
※長瀬町は7月1日にブースを設置し、参加する予定です。

3 場所

さいたまスーパーアリーナ 展示ホール (さいたま市中央区)
(JR京浜東北線・JR上野東京ライン さいたま新都心駅から徒歩3分)
(JR埼京線 北与野駅から徒歩7分)



4 申込

事前申込制

申込期間：5月1日(金)から6月23日(火)

申込方法：広域連合HPの「SAITAMA市町村職員採用NAVI (採用ナビ)」から申込



問合せ

彩の国さいたま人づくり広域連合
人材開発グループ 市町村職員担当

☎ 048・664・6684

URL <https://hitozukuri-navi.jp/event/>

✉ jinzai02@hitozukuri.or.jp

総務課 庶務担当

☎ 66・3111 内線214



SAITAMA市町村職員採用NAVI

令和8年7月1日から浄化槽法定検査の手数料が変わります。

浄化槽をご利用の皆様へ

日頃、浄化槽の維持管理にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

これまで、浄化槽の法定検査手数料につきまして、平成7年度の手数料改定以降、長年据え置いてまいりました。しかし、近年の物価上昇や運営に係る費用の増加により、現行の手数料では運営が難しい状況となっております。

このため、埼玉県の承認を受け、誠に恐縮ではございますが、下記のとおり手数料の改定をさせていただくこととなりました。

今後も、業務の効率化や経費の削減に努めてまいりますので、皆様にはご負担をおかけいたしますが、ご理解のほどお願い申し上げます。

※法第7条検査：浄化槽を新たに設置した後、最初の実施する検査。
法第11条検査：浄化槽の維持管理状況を確認するため、毎年1回実施する検査。
検査手数料は、非課税です。

浄化槽法定検査手数料 人槽別一覧表

【改定前】

人槽区分	検査手数料 (円)	
	法第7条	法第11条
10人槽以下	13,000	5,000
11～20人槽	14,000	7,000
21～50人槽	16,000	10,000
51～300人槽	21,000	13,000
301～500人槽	23,000	15,000
501人槽以上	40,000	32,000



【改定後】

検査手数料 (円)	
法第7条	法第11条
14,000	6,000
15,000	8,000
17,000	11,000
22,000	14,000
24,000	16,000
40,000	32,000

- 改定は令和8年7月1日から実施されますが、継続して検査を受検されている方につきましては、令和9年4月1日から新料金が適用されます。
- 令和8年6月30日までに検査をお申し込みいただいた場合は、旧料金が適用されます。

※詳しくは指定検査機関へお問い合わせください。

問合せ 一般社団法人 埼玉県浄化槽協会 法定検査部 深谷市田谷11 ☎048・501・5707

